奈良県告示第百三十五号

奈良県流域下 水道条例第四条第五号の 知事が定める措置を次のとおり定め Ź.

平成二十四年七月五

奈良県 知 事 荒 井 正 吾

奈良県流 域下 水道条例第四条第五号の 知事 が定める措置

(定義)

第 一 条 この 告示 12 お V て 次 \mathcal{O} 各号に 掲げる用語 の意義は、 そ れ ぞれ当該各号に定める

ところによ

レ ベルー地震動 施設 \mathcal{O} 供用 期間 内に 発生する確 率 が 高 11 地震動を VI

べ ル二地震動 施設 \mathcal{O} 供用期間内に発生する確率が低 1 が 大きな強度を有す

る地震動をいう。

(耐震性能

第二条 排水施設及び処理施設 (これを補完する施設を含む。 以下 同 \mathcal{O} 耐 震 性能

は、 次に定めるとお りとする。

レベル一地震動に対して、 所要の 構造の安定を確保 く, 当該 排 水 施 設 及び

処理施設の 健全な流下能力及び処理機能を損な わ な 1

V ベル二地震動に 対して、 生じる被害が軽微 で あ ŋ カコ く 地震 後 \mathcal{O} 速 P カン

能力及び処理機能の 回復が可能なも \mathcal{O} とし、 当該排水施設及び処理施設 \mathcal{O} 所 \mathcal{O}

流下能力及び処理機能を保持すること。

(奈良県流域下水道条例第四条第五号の知事が定め る措置

第三条 奈良県流域下水道条例 (昭和四十八年十二月奈良県条例第十五号) 第 四条第五

号の知事が定める措置は、 前条に規定する耐震性能を確保するために講ず べきも

して次に掲げる措置とする。

排水施設又は処理施設の 周辺 \mathcal{O} 地盤 (埋戻し土を含む。 次号及 び第四号に お 11 7

同じ。 に液状化が生ずるおそれがある場合においては、 当該排水施設又は 処理施

設の 周辺 の地 盤 血の改良、 埋戻し土の 締固め若しくは固化若 しくは砕石による埋戻

又は 11 基礎の 強化その 他の有効な損傷 \mathcal{O} 防止 又は軽減の ため \mathcal{O})措置

水施 設 又 は 処理施設 \mathcal{O} 周辺 \mathcal{O} 地盤に側方流動が 生ずる おそれ が あ る場合に お V

ては 護岸 \mathcal{O} 強 花 地下連続壁の 設置そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 有効 な損傷 \mathcal{O} 防 止 又は 軽 減 \mathcal{O} た 8 \mathcal{O}

- 三 排水施設又は処理施設の伸縮その他の変形により当該排水施設又は処理施設に損 傷が生ずるおそれがある場合においては、 効な損傷の防止又は軽減のための措置 可撓継手又は伸縮継手の設置その他の有
- 兀 諸条件を勘案して、 前三号に定めるもののほか、 前条に規定する耐震性能を確保するために必要と認められる措 施設に用いられる材料、 施設の周辺 の地盤その他の

附 則

この告示は、平成二十四年七月五日から施行する。